

6月1日は人権擁護委員の日

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたのを機に、全国人権擁護委員連合会は、この日を「人権擁護委員の日」と決めました。

市では、法務大臣から委嘱された5人の人権擁護委員が活動し、定例の人権身の上相談を行っています。

今回「人権擁護委員の日」の活動の一環として特設人権身の上相談を実施します。

相談日時 6月1日(火) 午後2時～4時

※定例相談は毎月第3火曜日(6月の相談日は15日)

会場 市役所3階相談室

内容 日常生活でお困りのことなどについて人権擁護委員が相談に応じます。

申し込み 電話で市民安全課市民相談係へ

届出書の提出はお済みですか？

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者の出産日(出産予定日)が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)、届け出により国民年金保険料が免除されます。認められた産前産後期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金額に反映されます。

※出産予定日の6か月前から届け出できます。

※妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)に限ります。

対象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

持ち物 本人確認書類、出産日(出産予定日)が確認できる母子手帳等の書類

※母子が別世帯の場合は、確認書類が複数必要な場合があります。届け出前に市ホームページ(記事ID:2305)等で確認ください。

申し込み・問い合わせ 保険年金課国民年金係

中小企業を支援 おうめものづくり等支援事業募集

市内の中小企業の方を支援する「おうめものづくり等支援事業」を実施します。令和3年4月1日以降の事業を対象に募集を行います。

対象 次のいずれかに該当する事業者

▷中小企業者…市内に住所(個人)、所在地(法人)があり、かつ市内に営業の本拠を有する中小企業の方(表1参照)

▷中小企業グループ…市内の中小企業者を中心となったグループ

対象事業 表2・3参照

その他 交付の可否は、おうめものづくり支援事業専門家会議を経て決定します

▷詳細は市ホームページ(記事ID…306)参照

申請に必要な書類 表4参照

申請方法 5月17日～6月18日(必着)に申請書に必要な書類を添付し、郵送で

商工観光課商工労政係へ

※持参も可

表2 おうめものづくり支援事業(同一事業メニューの複数申請はできません)

事業区分	事業メニュー	具体的な内容	助成内容	対象
新事業着手支援	新事業チャレンジ事業	新製品・新技術開発を考えている方が、本格的な企画や新製品・新技術開発に着手する前に顧客ニーズの調査、原材料選定等をする事業	補助率 2/3以内 限度額 10万円	中小企業者 中小企業グループ ※新製品・新技術開発支援については同一事業者による連続した年度の申請は不可
新製品・新技術開発支援	新製品・新技術開発事業	新製品・新技術を開発する場合や既存製品・技術に新たな機能など付加価値を加えた製品等を開発する事業	補助率 2/3以内 限度額 200万円	
産業財産・認証出願支援	産業財産・認証出願事業	上記のうち、特産品(市内の農産物を使用した加工食品や、市の歴史や文化にちなんだ工芸品など)の開発および多摩産材(多摩産材認証協議会による産地証明された認証材)を使用した製品の開発を行う事業	補助率 2/3以内 限度額 250万円	
販売促進支援	展示会等出展事業	特許、実用新案、意匠、商標等の登録出願に係る経費、国際認証や海外進出に伴う国外の規格への出願等に係る事業 ※1事業につき1回限り。	補助率 2/3以内 限度額 50万円	
感染症対策型販売促進支援	オンライン展示会等出展事業	「新製品・新技術開発事業」により支援を受けた製品を国内外で開催される見本市等に出展したり、商談会に出席する事業 ※「新製品・新技術開発事業」の支援を受けた翌年度から3年間に限る。 ※その場で小売することを主な目的とするは除く。	補助率 1/2以内 限度額 30万円	
		「新製品・新技術開発事業」により支援を受けた製品をオンラインで開催される見本市等に出展したり、オンラインで開催される商談会に出席する事業 ※「新製品・新技術開発事業」の支援を受けた翌年度から3年間に限る。 ※インターネット通販サイト、ネットショッピング、その他これらに類する常設型のウェブサイトのものは除く。	補助率 1/2以内 限度額 30万円	

表3 おうめひとづくり支援事業(同一事業メニューの複数申請はできません)

事業区分	事業メニュー	具体的な内容	助成内容	対象
人材確保・育成支援	人材確保事業	専門家による職員の採用に係るコンサルティングを受けたり、就職面接会等の採用活動を行う事業	補助率 1/2以内 限度額 50万円	中小企業者
	従業員育成事業	従業員の資質向上のために行う、講習会等の開催または参加する事業や従業員の業務上必要な資格取得を行う事業	補助率 1/2以内 限度額 10万円	
企業間交流支援	企業間交流支援事業	企業同士の交流を目的として組織されている団体が主催する交流会や勉強会へ参加したり、企業間の交流を深めることを目的に行われ、かつ意見交換の場や企業紹介の場が設けられている交流会や勉強会を開催または参加する事業	補助率 2/3以内 限度額 20万円	中小企業者 中小企業グループ
販売促進支援	展示会等出展事業	自社製品を国内外の見本市等に出展したり、商談会に出席する事業 ※その場で小売することを主な目的とするは除く。	補助率 1/2以内 限度額 10万円 ※おうめものづくり支援事業における販売促進支援との重複申請は不可	
感染症対策型販売促進支援	オンライン展示会等出展事業	自社製品をオンラインで開催される見本市等に出展したり、商談会に出席する費用の一部を助成する。 ※インターネット通販サイト、ネットショッピング、その他これらに類する常設型のウェブサイトのものは除く。	補助率 1/2以内 限度額 10万円 ※おうめものづくり支援事業における感染症対策型販売促進支援との重複申請は不可	

表4 申請に必要な書類

	対象事業者区分		
	法人	個人事業主	中小企業グループ
申請書	商工観光課で配布または市ホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を記入して提出		
市税納税証明書	法人名義で納めるべき市税を納めていることを証する証明書(全税目・直近1年分)	個人が納めるべき市税を納めていることを証する証明書(全税目・直近1年分)	グループの代表(申請者)が納めるべき市税を納めていることを証する証明書(全税目・直近1年分)
事業者(中小企業)であることを証するもの	▷定款の写し ▷登記事項証明書	▷住民票 ▷開業届出書の写し	▷規約等 ▷構成員名簿

※新製品・新技術開発支援に申請にする方は上記のほかにはプレゼンテーション資料を12部提出する必要があります。